



埼玉労働局発表
令和元年8月29日

| | |
|--------|---|
| 担 当 | 埼玉労働局雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官 馬場 一明 室長補佐 大村 玲子 電 話 048-600-6210 |
| | 埼玉労働局職業安定部需給調整事業課 課長 小室 幸士 課長補佐 関谷 真司 電 話 048-600-6211 |

報道関係者 各位

—令和2年4月1日 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます—

パート・有期雇用、派遣労働者の均等・均衡待遇に係る 特別相談窓口を開設！

令和2年4月1日よりパートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法が施行され、本格的に同一労働同一賃金の運用が開始されます(但し、中小企業のパートタイム・有期雇用労働法の適用は令和3年4月1日)。

埼玉労働局(局長 木塚欽也)は、令和元年度初めて事業主、パートタイム・有期雇用労働者及び派遣労働者向け、①「パート・有期雇用労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」及び②「派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口」を開設します。(相談無料)

【設置場所等】

①パート・有期雇用労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口(別添1)

所在地：さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー
16階 雇用環境・均等室内

電話番号：048-600-6210

②派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口(別添1)

所在地：さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー
14階 職業安定部需給調整事業課内

電話番号：048-600-6211

【相談業務開始日】

令和元年9月2日(月)

<資料>

別添1 特別相談窓口のご案内

別添2 働き方改革関連法が成立しました

別添3 埼玉働き方改革推進支援センターのご案内

※不合理な待遇差の禁止について

同一企業内において正雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与、手当等のあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。

原則となる考え方は、「同一労働同一賃金ガイドライン」に示されており、各企業において法の適用までに賃金制度等の見直し・点検が必要となります。

※※ 働き方改革全般に関して就業規則の作成方法や賃金規定等の見直し、労働関係助成金の活用等については、「埼玉働き方改革推進支援センター」（別添3）をご活用ください。

特別相談窓口のご案内

令和2年4月1日に、

同一労働同一賃金の実現に向けた、

パートタイム・有期雇用労働法及び改正労働者派遣法が施行されます。

(中小企業における、パートタイム・有期雇用労働法の施行は令和3年4月1日)

「同一労働同一賃金の制度内容がわからない」

「どのように制度導入の手順を進めていくのかわからない」

「派遣先の正社員との待遇差が気になる」

といった悩みを持つパートタイム・有期雇用労働者、派遣労働者や事業主のために、令和元年9月2日より埼玉労働局に2つの特別相談窓口を設置します。

お問い合わせ先

①パート・有期雇用労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口

埼玉労働局雇用環境・均等室 (ランド・アクシス・タワー16階)

☎ 048-600-6210

※早朝及び夕方は混み合いますので、9:30~16:30をおすすめします。

(受付: 平日8:30~17:15)

②派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口

埼玉労働局職業安定部需給調整事業課 (ランド・アクシス・タワー14階)

右記の電話番号から、来所日時をご予約ください。☎ 048-600-6211

※ご予約がなくてもご利用いただけますが、お待たせする可能性があります。

(受付: 平日8:30~17:15)

<アクセス> 埼玉労働局 〒330-6016

さいたま市中央区新都心11-2ランド・アクシス・タワー14・16階



- ※ 法律の施行日 (令和2年4月1日) 前は、対応できる支援が限られる可能性があります。
- ※ 雇用管理の改善に関する具体的な相談は、「埼玉働き方改革推進支援センター」もご利用できます。
- ※ 寄せられたご質問などに対しては、労働局の担当者がご説明します。

働き方改革関連法が成立しました

正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の 不合理な待遇差が禁止されます！

2020年4月1日施行

(中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は、2021年4月1日)

非正規雇用労働者（パートタイム労働者、有期雇用労働者※1、派遣労働者）について、以下の①～③を統一的に整備します。

※1 パートタイム労働者だけでなく、有期雇用労働者も法の対象に含まれることになりました。

法律の名称も、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆる「パートタイム・有期雇用労働法」）に変わります。

改正の概要

① 不合理な待遇差をなくすための規定の整備

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに、不合理な待遇差を設けることが禁止されます。
ガイドライン※2を策定し、どのような待遇差が不合理に当たるかを明確に示します。

※2 いかなる待遇差が不合理であり、いかなる待遇差は不合理なものでないかを示した

「短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針」（いわゆる「同一労働同一賃金ガイドライン」）が策定されました。

(詳しくはこちら) <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000190591.html>



均衡待遇規定

(不合理な待遇差の禁止)



下記3点の違いを考慮した上で、不合理な待遇差を禁止します
①職務内容※3、②職務内容・配置の変更の範囲、③その他の事情

均等待遇規定

(差別的取扱いの禁止)



下記2点が同じ場合、差別的取扱いを禁止します
①職務内容※3、②職務内容・配置の変更の範囲
※3 職務の内容とは、業務の内容+責任の程度をいいます。

派遣労働者については、下記のいずれかを確保することを義務化します。

(1) 派遣先の労働者との均等・均衡待遇

(2) 一定の要件を満たす労使協定による待遇

★併せて、派遣先になろうとする事業主に対し、派遣先労働者の待遇に関する派遣元への情報提供義務を新設します。

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：配慮規定 ×：規定なし ◎：規定の解釈の明確化

| | パート | 有期 | 派遣 |
|--------|-------|-------|------------|
| 均衡待遇規定 | ○ → ◎ | ○ → ◎ | △ → ○+労使協定 |
| 均等待遇規定 | ○ → ○ | × → ○ | × → ○+労使協定 |
| ガイドライン | × → ○ | × → ○ | × → ○ |



② 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化

非正規雇用労働者は、「正社員との待遇差の内容や理由」など、自身の待遇について説明を求めることができますようになります。
事業主は、非正規雇用労働者から求めがあった場合は、説明をしなければなりません。

【改正前→改正後】 ○：説明義務の規定あり ×：説明義務の規定なし

| | パート | 有期 | 派遣 |
|-------------------------|-------|-------|-------|
| 待遇内容※4（雇い入れ時） | ○ → ○ | × → ○ | ○ → ○ |
| 待遇決定に際しての考慮事項（求めがあった場合） | ○ → ○ | × → ○ | ○ → ○ |
| 待遇差の内容・理由（求めがあった場合） | × → ○ | × → ○ | × → ○ |

※4 賃金、福利厚生、教育訓練など

③ 行政による事業主への助言・指導等や

裁判外紛争解決手続(行政ADR)※5の規定の整備

※5 事業主と労働者との間の紛争を、裁判をせずに解決する手続きのことをいいます。

都道府県労働局において、無料・非公開の紛争解決手続きを行います。
「均衡待遇」や「待遇差の内容・理由」に関する説明についても、行政ADRの対象となります。

【改正前→改正後】 ○：規定あり △：部分的に規定あり（均衡待遇は対象外） ×：規定なし

| | パート | 有期 | 派遣 |
|-------------|-------|-------|-------|
| 行政による助言・指導等 | ○ → ○ | × → ○ | ○ → ○ |
| 行政ADR | △ → ○ | × → ○ | × → ○ |

問い合わせ先

■ パートタイム・有期雇用労働法に関するお問い合わせ

埼玉労働局雇用環境・均等室 (TEL) 048-600-6210

さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー16階

■ 労働者派遣法の改正に関するお問い合わせ

埼玉労働局職業安定部需給調整事業課 (TEL) 048-600-6211

さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14階

■ 具体的な労務管理の手法に関するお問い合わせ

埼玉働き方改革推進支援センター (TEL) 0120-729-055

さいたま市大宮区吉敷町1-103 大宮大鷹ビル306号

相談・
 専門家派遣
無料

**秘密
 厳守**

事業主、労務・経理担当者様のお悩み

働き方 改革

を支援
 します！



こんな方にオススメ

生産性をあげて
**残業時間を
 減らしたい...**

「働き方改革」に
 対してどう対応
 すればいいのが...

人材不足解消のために
**非正規社員の処遇
 を改善したい**

ご都合に合わせた
 相談方法が選べる！

労務管理・企業経営の専門家が
 あなたのお悩みを解決します！

相談
 予約

- ① ホームページ
- ② 電話 (平日9:00~17:00)



相談
 方法

- ① センター来所
- ② 電話・メール
- ③ 出張相談会
- ④ 企業訪問

埼玉働き方改革推進支援センター

受付時間 平日9:00~17:00

〒330-0843 さいたま市大宮区吉敷町1丁目103 大宮大鷹ビル306号
 mail hk11@mb.langate.co.jp
 fax 048-729-5783

http://埼玉働き方改革推進支援センター.site

相談・セミナー情報詳細は、
 ホームページをご覧ください

埼玉 働き方改革

検索

TEL:0120-729-055



センターは 何を するの？

働き方改革の推進に向けて、中小企業・小規模事業者等を中心に就業規則の作成方法、非正規雇用労働者の処遇改善、過重労働対策、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用等について働き方改革に取り組む事業主の皆様へ助言・提案などの相談支援を行います。

個別相談



センター来所、電話、メールでの個別相談！

電話やメールフォームでも相談できるので、移動に時間を割くことなくお好きなタイミングに相談が行えます。

※来所の場合はご予約が必要です。

セミナー&出張相談



セミナー&出張相談！

月に数回、セミナー&個別相談を行います。セミナーでは、①労働時間等に関する取組支援、②人材不足解消の為に雇用管理改善、③非正規雇用労働者の処遇改善などのテーマをご説明します。

派遣型専門家



ご希望の日時に専門家が企業に訪問！

お申込みのあった企業へ専門家が訪問して助言・提案の相談を行います。

ご相談内容に関する情報は秘密厳守致します。

例えば、このようなご相談をお受けしています。

労働時間等に関する 取組み支援

労働時間の管理方法や36協定の書き方、年次有給休暇の取得促進などの相談

人材不足解消の為 の雇用管理改善

人材の確保、育成を目的とした雇用管理改善などによる人材不足対応に資する相談

非正規雇用労働者の 処遇改善

各種助成金の活用、同一労働、同一賃金についての取組、社内の意識改革などの相談

個別相談・セミナー&出張相談・企業訪問等の詳細は、
ホームページをご覧ください。

[http:// 埼玉働き方改革推進支援センター .site](http://www.tokyo-work-reform-support-center.site)

WEBは相談申込24時間可能！

個別相談の空き状況がリアルタイムで確認できます！

埼玉 働き方改革

検索